

じゃあ自転車はどう走るか

1 自転車走行の基本規定

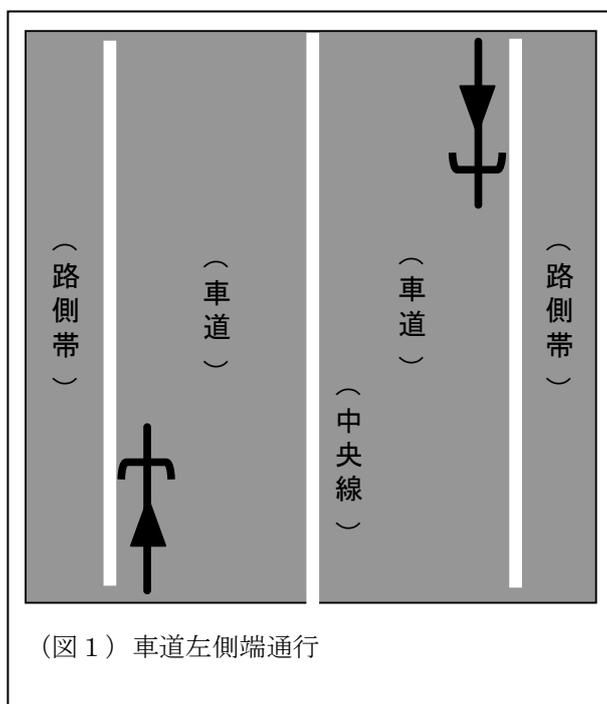
そもそも道路交通法では自転車走行をどのように規定しているのでしょうか。まずそこから見てみます。

(以下では「道交法」とします。〈 〉内は道路交通法の条項を示します。ただし 2013 年 5 月現在の規定です。)

(1) 車道左側端を通行

自転車は軽車両です〈2 条 1 項 11 号〉。ですから車道を走行するのが原則です〈17 条 1 項〉。その際は車道の左側端に寄って通行します〈18 条 1 項〉。

路側帯は車道ではありませんから、(図 1) のように通行することになります。



- ★自転車が走るのは「車道の」左側端。
- ★路側帯は自転車レーンではありません。

(2) 路側帯についての例外

しかし例外規定があって、「著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き」 「歩行者の通行を妨げないような速度と方法で」路側帯を通行することができます〈17 条の 2〉。ただし路側帯でも二重白線で区切られた歩行者用路側帯については、軽車両通行は認められていませんので自転車も通行できません。(図 2)

ところが路側帯通行について誤解が横行しており、専ら路側帯を通行する自転車や、そのような傾向を助長するような道路標示が見受けられます。(図 3)



- ★自転車路側帯を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。
- ★二重白線の路側帯は、自転車は通行できません。

(3) 自転車通行可の歩道

歩道は歩行者の通行のためのものです(2条1項2号)。自転車は通常では歩道を通行することは許されていません。しかし「道路標識等により通行することができる」とされている歩道は通行することができます。(63条の4、1項)(図4)



標識「自転車および歩行者専用」

その意味

- ① 自転車歩行者専用道路の指定
- ② 普通自転車以外の車の通行止め
- ③ 普通自転車が通行できる歩行者用道路の指定
- ④ 普通自転車が歩道を通行

この規定は1970年（昭和45年）の法改正で設けられ、1978年（昭和53年）の法改正でさらに補強されたものです。当時の事故急増への緊急措置として導入されました。しかし暫定のはずだった自転車の歩道通行は今日まで続いており、むしろ定着してしまっただけのようです。

自転車通行可の歩道について一つ確認しておきたいのは、自転車はこの歩道を「通行しなければならない」のではなく「通行することができる」という点です。自転車通行可の歩道がある道路においても原則は車道左側端通行なのです。

- ★自転車の歩道通行はもともと緊急措置です。
- ★自転車通行可の歩道があっても、車道左側端を通行するのが自転車本来の走り方です。

（4）自転車が通行できる歩道はどれか

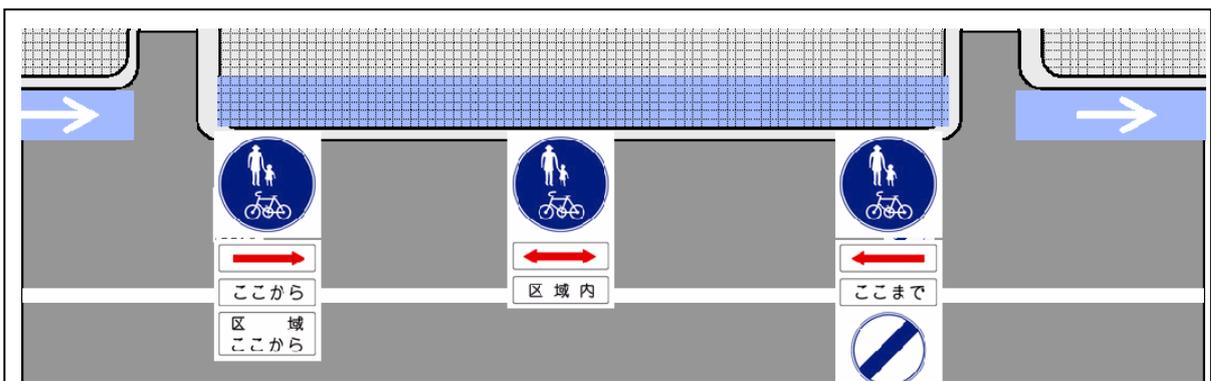
自転車通行可の歩道は（図4）の標識が掲げられているはずですが、話はそう単純ではありません。

この標識の設置実態はたいへん雑であると言わざるを得ないのです。

まず規制の始点と終点が表示されていない場合がほとんどです。自転車通行可だと思って進行していくと、いつの間にか標識が見当たらなくなっていることがあります。標識を目にしてもそれが規制区間最後の標識かもしれないのです。

次に自転車通行可の指定の基準が判然としません。幅1mもなく真ん中に電信柱が立っているような歩道に自転車通行可の標識が設置されていると思えば、それに隣接した幅員十分の歩道には標識が無いという例がいくつもあります。

つまり自転車運転者にとって、自分が現在いる歩道が通行可なのか不可なのか、標識も当てにならないし、道路の様子からも判断しきれないのです。



（図5）自転車通行可の歩道は標識と標示で規制区間をきちんと示すべき

- ★どこからどこまでが自転車通行可の歩道か、標示が不足しています。結局ルーズに流れ、のべつ歩道を通行するようになります。
- ★自転車通行可にするには幅員等が足りない歩道については、直ちに自転車通行可指定を解除すべきです。

(5) 自転車の歩道通行の規定

自転車の例外的歩道通行を規定した道交法の条文は以下のようになっています。

〈63条の4、1項〉

「普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通ることができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通りしてはならない旨を指示したときは、この限りでない。

1. 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通ることができることとされているとき。
2. 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通ることが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。
3. 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通ることがやむを得ないと認められるとき。」

2008年の改正でこのような条文各号に補強されましたが、これで果たして明解になったでしょうか？

1号の標識については上述のとおり当てにならない状況です。2号は児童や高齢者への緩和措置ですが、個々の通行者が何歳かなどということはチェックできるはずもなく、見かけの判断などそれこそ当てになりません。3号は現場での弾力的な対処を考慮したのかもしれませんが、歩道を安楽に走行しようという自転車が歩道に流れ込むのを防げないでしょう。

結局これでどのような状況が現出するかというと、これまでどおり或る者は歩道を走行し、或る者は車道を走行するという、あいかわらずの混沌なのです。

★道交法の条文は現行の混沌を追認したものなので、そう嘆息することはありません。

★大切なのは実際の道路整備によって、自転車が歩行者に迷惑をかけずに、車道を安全に通行できるようにすることです。

(6) 歩道の走り方

道交法では自転車が歩道を通りする際は次のようにすることになっています。

〈63条の4、2項〉

「普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（中略）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。」

言うのは簡単ですが実際にこれを行なうのは大変です。多くの歩道は幅員が十分でないうえに、植樹や電柱、店舗の看板だらけです。また「歩行者は建物寄り」などという規制はありませんから、歩行者は歩道のいたるところを通行し立ち止まっています。それに加えて、双方向通行を禁止されていない自転車同士が歩道上で出くわすのです。これらの歩道上の障害をかわしながら通行するとき、「車道寄り」という規定はもはや意味がありません。

注意したいのは、歩行者の妨げになるときには自転車は一時停止だということですので。歩行者の邪魔にならないよう、自転車側が譲れということです。歩行者の道を通らせていただいている自転車の立場が見える部分だと思います。

- ★歩道を自転車で通行するときは、「歩行者の安全のためにはいつでも停止する」という意識が必要です。
- ★なぜ「車道寄り」かを考えたほうがよいでしょう。歩道中央を我が物顔に走らない、建物から不意に人が出てくるのを避けるという配慮ではないでしょうか。

- ◇本来の車道左側端通行という規定はいたってシンプルです。ところが歩道通行が入ってきて大変分かりにくくなっています。規定の分かりにくさと標示の粗雑さがあいまって、のべつ歩道通行をするような風潮が生まれています。
- ◇自転車通行可とされている歩道を精査したうえで、自転車を通れる歩道、通れない歩道をきちんと標示すれば、自転車の走行に一定の秩序を作れるでしょう。
- ◇自転車通行不可歩道の区間の車道は、自転車が安全に走行できるように整備しなければなりませんから、車道の改善も進みます。